

差 押 債 権 目 録

金.....円

債務者（.....勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

- (1) 給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，前記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，前記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- (3) 役員として毎月又は定期的に支払いを受ける役員報酬，賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額
- (4) (1)ないし(3)により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，
 - ①退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1
 - ②役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

なお，支払日が同日となる最終回分については，(1)ないし(4)に記載の順序で頭書金額に満つるまで